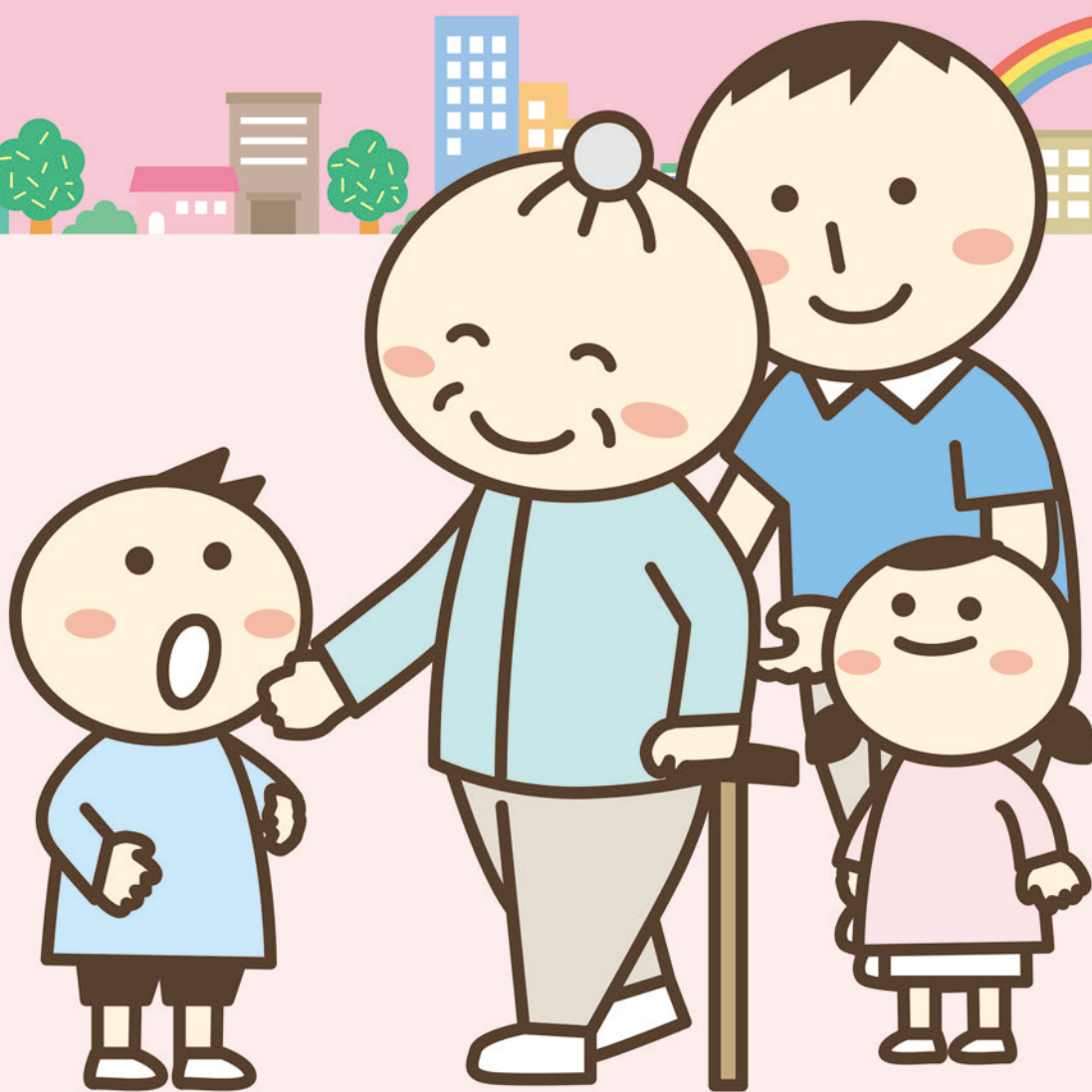




マチレット

# みんなの介護保険 サービス利用ガイド

2024(令和6)年度版



佐倉市 介護保険課

TEL:043-484-6174 FAX:043-486-2503

<http://www.city.sakura.lg.jp/>

## 住宅型有料老人ホーム

# ロイヤルレジデンス佐倉

優しさとぬくもりに包まれて

「ご高齢者にイキイキと過ごして頂きたい」を理念に  
ご高齢者に明るく快適な空間・時間を提供いたします。

京成佐倉駅から  
徒歩 5 分

全室個室  
トイレ・洗面付



自立～要介護 5  
看取り対応

充実した  
介護・生活  
サービス



提携する近隣の医療機関と 訪問看護ステーションによる24時間の  
バックアップ体制を整えています。医療依存度の高い方も安心して  
ご入居することが出来ます。



お気軽にご相談下さい。

- ・老人ホームって、どんなところ？ 見学だけでも出来る？
- ・外出するのが大変で、自宅での相談や見学の際の送迎は出来る？
- ・いま家族が入院中だけど、退院後の介護負担が不安で相談したい。
- ・いま独り暮らしだけど、今後の生活が不安で相談したい。
- ・お試しで、体験入居は出来る？
- ・毎月の利用料は、どのくらい掛かる？
- ・看取りの対応は出来る？

…何でもご相談下さい。

お問い合わせ・お申し込み・資料送付

TEL 043-481-2255

【施設概要】 ■ 有料老人ホームの類型／住宅型有料老人ホーム ■ 居住の権利形態／利用権方式 ■ 利用料の支払い方式／月払い方式 ■ 入居時の要件／60才以上 自立～要介護5  
■ 居室区分／全室個室 ■ 介護保険／在宅サービス利用可 ■ 事業主体／株式会社社会福祉総合研究所（東京都新宿区西新宿7-9-18 第三両宮ビル7階） ■ 入居一時金／なし  
■ 月額利用料／161,200円（内訳）住居費80,000円 食費41,700円（3食30日喫食時） 管理費21,500円（事務管理費、生活サービスの人件費、共用施設の維持管理費） 光熱水費18,000円  
■ 総戸数／65戸 ■ 間取り 19～27㎡ ■ 延べ面積／3,220.76㎡ ■ 構造・規模／鉄骨鉄筋コンクリート構造 地下1階 地上6階建て ■ 土地建物／賃借  
■ 協力医療機関／佐倉中央病院（内科）、白銀クリニック（内科・泌尿器科）、ユウカリが丘PHCファミリークリニック（内科）、ふたば在宅クリニック（内科・精神科）、てらだ歯科（歯科）、他  
上記、医療機関の協力内容・・・月2回の定期訪問診療、緊急時の相談・訪問診療（訪問診療を利用する場合、医療費の負担割合による自己負担が必要です）

# もくじ

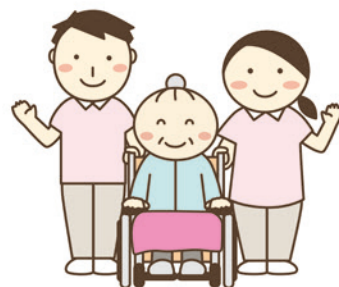
- |   |                     |      |
|---|---------------------|------|
| 1 | サービスを利用するまでの流れ      | … 2  |
| 2 | 利用できるサービス           | … 6  |
| 3 | サービスの利用者負担          | … 14 |
| 4 | 市内高齢者施設一覧           | … 17 |
| 5 | 高齢者の相談窓口 地域包括支援センター | … 19 |
| 6 | 介護保険以外の福祉サービス       | … 21 |



交通事故等(第三者行為)により要介護状態になった場合や、  
状態が悪化した場合は、市へ届出をしてください。

介護保険の被保険者のかたは、交通事故等、第三者(加害者)の行為によって要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合でも、介護保険のサービスを利用することができます。ただし、サービスにかかった費用は原則として加害者が負担すべきものなので、市が一時的にその費用を立て替え、あとで加害者に請求する仕組みになっています。市が支払った費用が第三者行為によるものかを把握するため、介護保険の第1号被保険者(65歳以上)のかたが第三者行為によって介護保険のサービスを利用する場合は、市へ届出をしてください。

※詳しくは介護保険課 介護給付班(☎043-484-6174)まで  
お問合せください。



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2024年6月発行

発行: 佐倉市 介護保険課

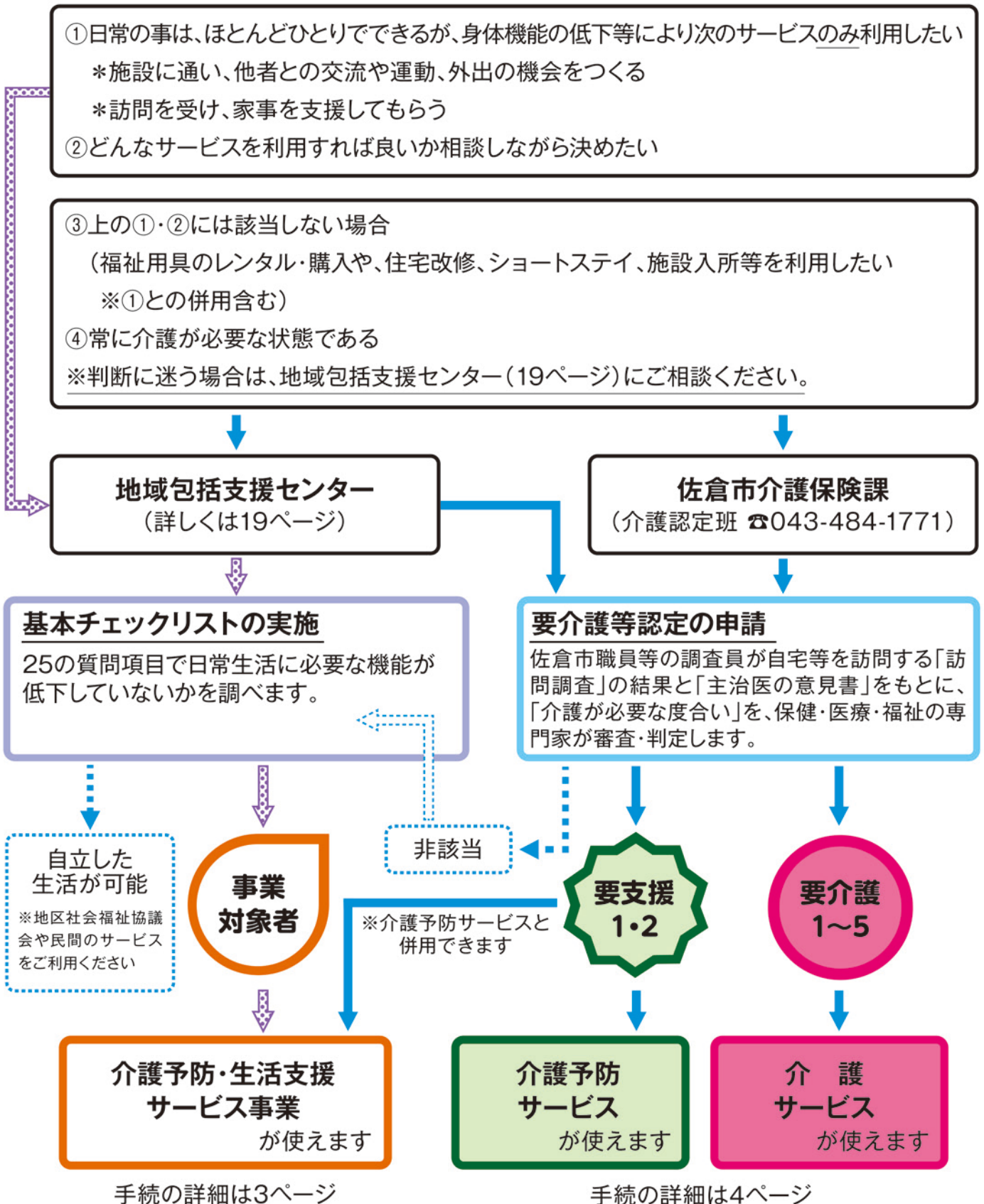
編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

当冊子は冊子内に広告を掲載している企業の協賛により市に寄贈されています。広告の内容について、市の事業と関連するものではありません。

# サービスを利用するまでの流れ

介護保険のサービスを利用するためには、一定の手続きを経て利用対象者になる必要があります。利用したいサービスにより手続きの窓口・方法が異なりますので、まずは、どんなサービスを利用したいかを検討してみましょう。(各サービスの詳細は6ページから)



1

### 基本チェックリストを受ける

お住まいの地区を担当する地域包括支援センター(19ページ)の窓口で、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べる25の質問項目(基本チェックリスト)に回答します。

サービスを利用できる「事業対象者」に該当するかどうかはその場ですぐに分かります。

2

### 介護保険被保険者証等の送付

「事業対象者」に該当した場合、サービス利用時に必要となる「介護保険被保険者証」(緑色)が市から送付されます。

※初めて介護保険のサービスを利用するかたには、サービス利用時の負担割合が記載された「介護保険負担割合証」(桃色)が同封されています。(負担割合については14ページ)

3

### ケアプランの作成

サービスを利用する前に、ケアマネジャーが「ケアプラン」(どのサービスをどれくらい利用するかという介護の計画書)を本人や家族と相談しながら作成します。(利用者負担はありません)

4

### サービスの利用

ケアプランに基づいて、サービス事業者等と直接契約を結び、サービスを利用します。(サービスについての詳細は6ページから)

5

### 有効期限が近くなったら…

「事業対象者」の判定は、2年間有効です。引き続きサービスを利用したい場合は、改めて基本チェックリストを受ける必要がありますので、期限が近づきましたら担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターにご相談ください。

## 要介護・要支援認定者として介護(予防)サービスを利用したい場合の手続

※「介護予防サービス」と、「介護予防・生活支援サービス事業」を組み合わせで利用したい場合を含みます。

### 1 要介護・要支援認定の申請

佐倉市介護保険課または地域包括支援センターで申請を受け付けています。申請は、本人のほか、家族やケアマネジャー等が代行することもできます。郵送での申請も可能です。

申請に必要なもの

- 申請書(介護保険要介護・要支援認定申請書)
- 問診票(病院に入院中のかたや、介護保険施設に入所中のかたは提出不要)
- 介護保険被保険者証(40歳～64歳のかたは医療保険の保険証)
- 個人番号(マイナンバー)が確認できる書類
- 本人確認ができる書類



### 2 心身の状態等の調査

#### ●訪問調査

佐倉市職員等の調査員が自宅等を訪問し、全国共通の基本調査票をもとに、本人の心身の状況や生活の様子を確認します。同席の家族等からも本人の状態を聞き取り調査します。

#### ●主治医意見書

佐倉市の依頼により、主治医(かかりつけ医)が「意見書」を作成します。

### 3 審査・判定

保健・医療・福祉の専門家が介護認定審査会にて、「どのくらいの介護が必要か」を、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに総合的に審査・判定します。

### 4 認定結果の通知

申請から原則30日以内に、認定の「結果通知」及び認定結果が記載された「介護保険被保険者証」(緑色)を送付します。認定は、要支援1・2、要介護1～5の7段階及び非該当に分かれています。

※初めて介護保険のサービスを利用するかたには、サービス利用時の負担割合が記載された「介護保険負担割合証」(桃色)が同封されています。(負担割合については14ページ)

## ケアプランの作成

サービスを利用する前に、ケアマネジャーが「ケアプラン」(どのサービスをどれくらい利用するかという介護の計画書)を本人や家族と相談しながら作成します。(利用者負担はありません)

5

要支援1

要支援2

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に連絡してください。

(地域包括支援センターについては19ページ)

※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、地域包括支援センターに依頼します。

要介護1

要介護4

要介護2

要介護5

要介護3

●在宅でサービスを利用したい場合

居宅介護支援事業所\*を1つ選び、連絡してください。

※認定結果通知に事業所一覧を同封しています。

●施設に入所したい場合

施設に直接申し込んでください。(市内の施設一覧は17ページ)

## サービスの利用

6

ケアプランに基づいて、サービス事業者や介護保険施設と直接契約を結び、サービスを利用します。(サービスについての詳細は6ページから)

## 認定の更新

7

要介護・要支援認定には、有効期間があります。引き続きサービスを利用したい場合は、認定の更新が必要です。更新申請の時期が来たら、市から更新のお知らせをお送りしますので、お早めに手続されることをお勧めします。

**Q** 認定を受けた後に状態が大きく変わったら？

**A** 必要に応じて介護度の見直しを行うため、区分変更申請することができます。担当のケアマネジャーや市にご相談ください。

**Q** 何歳でも申請できる？

**A** 要介護・要支援認定については、65歳以上のかたはどなたでも申請できますが、40歳～64歳のかたは、「特定疾病」※に該当しないと申請できません。まずは、かかりつけの主治医に「特定疾病」に該当するかをお問合せください。なお、3ページの基本チェックリストについては64歳以下のかたは対象外ですので、サービスが必要な場合は、要介護・要支援認定の申請を検討してください。

※特定疾病…がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、パーキンソン病関連疾患、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症